くこのような電話、メール、手紙、訪問などに注意してください!>

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、
 - ・国の関係省庁や地方自治体などが、<u>口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報</u> 家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したり することは一切ありません。
 - ・ATMの操作をお願いすることも一切ありません。
 - こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを<u>過度に</u> 誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- <u>マイナンバーの関連であることをかたったメール</u>が送られてきた場合、自分の勤務先な ど送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。
- 「なりすまし」の郵送物にご注意ください!
 - ・マイナンバーは、「通知カード 個人番号カード交付申請書 在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、<u>簡易書留で各世帯に郵送</u>されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、<u>配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりする</u>こともありません。
 - ・個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信いただくことにしています。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるか、ご確認ください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。
- 「有料サイトの登録料金が未払いになっており、放置すると訴訟履歴がマイナンバーに登録される」などとして、業者への連絡を求める不審なメールも送付されています。マイナンバーの利用範囲は法律で決められており、マイナンバーから訴訟履歴が明らかになるようなことはありません。(1月26日追加)